



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

花火大会で冷やしきゅうりを食した原告らが、O-157に感染し集団食中毒が発生したことにつき、製造物責任ないし不法行為責任に基づき、露天商に対し損害賠償を求め認められた事例

花火大会の露店で購入した冷やしきゅうりを喫食した者たちが腸管出血性大腸菌O-157に感染し集団食中毒に罹患した約40人の原告らが、この冷やしきゅうりを製造・販売した露店経営者を被告として、製造物責任、不法行為責任による損害賠償を請求し、また、露天商が加わった街商組合や花火大会主催者、地方公共団体を被告として安全配慮義務違反や使用者責任、国家賠償法1条1項の責任を追及した(請求総額2800万円)。

本判決は、原告35人に対する露店経営者の製造物責任および不法責任を認めた(総額1167万円、原告5人の請求は棄却)が、そのほかの被告の責任はいずれも否定した。(令和3年3月11日静岡地方裁判所判決、ウエストロー・ジャパン)

原告：XⅠら。いずれも花火大会に参加し冷やしきゅうりを喫食した消費者(第1事件原告Ⅰら：2015年7月24日提訴分、XⅡら(第2事件原告ら)：同年10月9日提訴分、XⅢら(第3事件原告ら)：同年12月25日提訴分。原告全員をいうときはXらといい、個々の原告をいうときはX1、X2、…とする
被告：Y1。露店経営者。本件食中毒事故の冷やしきゅうりを販売した2つの露店を出店した経営者
Y2。街商組合。Y1の加盟した協同組合で、本件花火大会の露店店舗の割振りや組合員の教育等の活動をしていた
Y3。大会本部。本件花火大会を含む花火大会主催者で法人格なき社団
Y市。地方公共団体(保健所設置者)

事案の概要

1. 原告らの請求の概要

本件は、2014年7月26日開催の花火大会(本件花火大会)の会場周辺の2カ所の露店において、Y1が加工販売した冷やしきゅうり(本件冷やしきゅうり)を購入して喫食するなどしたXらが、腸管出血性大腸菌O-157による食中毒を発症した(本件食中毒事故)と主張して、①Y1に対し、製造物責任あるいは不法行為に基づき、②Y2に対し、安全配慮義務違反あるいは使用者責任に基づき、③Y3に対し、安全配慮義務違反に基づき、④Y市に対し、国家賠償法1条1項

あるいは安全配慮義務違反に基づき各損害金及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2. 本件花火大会について

本件花火大会は、戦争犠牲者の供養と地域の活性化を促すことを目的として、1953年から始まった花火大会で、本件花火大会の開催時には、Y市の内外から推計60万人程度の観客が訪れ、1万5000発以上の花火が打ち上げられるなど、Y市が所在する県の内外にも広く知られている花火大会である。大会会場付近では、焼きそばやお好み焼き等も販売され、露店を出店する者のほとんどはY2の組合員である。



3. 本件食中毒事故

本件花火大会当日から同月末頃にかけて、激しい嘔吐、下痢、血便、腹痛などを訴える患者が急増した。Y市保健所に対して発症の連絡のあった人数は、Xらを含む合計510人で、内訳は、入院者114人、通院者356人、未受診者40人であった。医療機関による各種検査の結果、これらの症状は腸管出血性大腸菌O-157による集団食中毒であることが判明した。同保健所によりこれらの食中毒は会場周辺の2カ所の露店で販売された本件冷やしきゅうりが原因であると断定された。

4. 訴訟提起

第1事件XIらは2015年7月24日に、第2事件XIIらは同年10月9日に、第3事件XIIIらは同年12月25日に訴えを静岡地方裁判所に提起した。

5. 本件の争点

- (1) Y1の責任 ア. 製造物責任 イ. 不法行為責任
- (2) Y2の責任 ア. 安全配慮義務違反^{また}又は条理上の保護義務違反 イ. 使用者責任
- (3) Y3の責任 安全配慮義務違反又は条理上の保護義務違反
- (4) Y市の責任 ア. 国家賠償法1条1項による責任 (ア)違法性の有無 (イ)結果との因果関係の有無 イ. 実質的主催者としての安全配慮義務違反
- (5) Xらの損害額



理由

1. Y1の責任

(1) 製造物責任

ア. ①「製造物」とは「製造又は加工された動産」をいい(製造物責任法2条1項)、「加工」とは、原材料に手を加えることによって、その本質を保持し新しい価値を付加することをいう。食品の場合、原材料に味付けなどを行ってこれに新し

い属性、価値を付加したといえる程度まで人の手が加えられていれば、加工に該当する。本件冷やしきゅうりは、原材料であるきゅうりを浅漬けの素に漬けて味付けをし、その味や食感について新たな属性、価値を付加したものであるから、「加工された動産」としての「製造物」に該当する。

②Y1は、業として、従事者を介して、きゅうりを切ったり皮を剥がさせ、浅漬けの素に漬け込ませるなどして加工し、製造物である本件冷やしきゅうりを製造したといえるから「製造業者」といえる。

③さらに、Xらは、本件冷やしきゅうりを喫食するなどしたことにより、食中毒を発症した者である。

④したがって、製造業者であるY1は、製造物である本件冷やしきゅうりが通常有すべき安全性を欠いた欠陥により、他人の身体等を侵害したものであり、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

イ. Y1は、本件花火大会の来場者が、冷やしきゅうりを喫食したことにより本件食中毒事故が発生したことは立証されていないと主張する。しかし、本件花火大会において、食中毒を発症したと訴える513人のうち、大多数である510人が本件冷凍きゅうりを喫食していたこと、これら発症者が、O-157が付着した冷やしきゅうりを喫食するなどしたことが原因であると推認され、これを覆すに足りる証拠はない。Y1の主張は採用することができない。

ウ. また、Y1は、本件花火大会で使用したきゅうりと同様に仕入れたきゅうりを、本件花火大会で販売した残りを大会翌日に同県の別の祭りにおいて同様の工程で加工・販売したが、健康上の被害は報告されていないから、Y1らによる加工・販売の過程でO-157が付着した事実は立証されていないと主張する。しかし、当該事実からは、むしろきゅうりの仕入れ先がY1に供給した原材料にはもともとO-157が付着してい



なかったことが認められ、また、同じ仕入先がY1以外の者に販売したきゅうりからは何らの食中毒の苦情は寄せられていないから、O-157は、本件花火大会におけるY1の従事者らによる加工・販売の過程で本件冷やしきゅうりに付着したとしか認められず、Y1のこの点の主張は採用できない。

(2) 不法行為責任

Y1が従事者らに手指やポリバケツの十分な洗浄を行わせていたといえない、冷やしきゅうりに適した温度の管理に十分注意していたといえないなどとし、Y1は、食中毒を発生させないように細心の注意を払ってきゅうりの加工を行わなければならない義務を怠った。仮にY1が製造物責任を負わないとしても不法行為責任を負う。

(3) 結論

よって、Y1は製造物責任あるいは不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

2. Y1以外の責任

Y1以外のY2、Y3及びY市の責任は認められないとして、Xらのこれらの被告に対する請求はいずれも棄却している。



解説

1. 本件判決とY1の責任

(1) 事案と判決結果

本件は、花火大会の露店で買った冷やしきゅうりがO-157に汚染されていたため、これを食べた多数の者が中毒にり患した集団食中毒事件についての損害賠償請求事件である。本判決は、この冷やしきゅうりを加工・販売した2つの露店の経営者であるY1の製造物責任及び不法行為責任を認めたが、Y2ほかY1以外の被告の責任は認めず、これらの被告に対する請求は、いずれも棄却している。

(2) Y1の製造物責任等

本判決は、Y1の製造物責任について、本件冷

やしきゅうりが製造物責任法の「製造物」に当たるとを、その定義から「加工」に当たり製造物であるとした。また、Y1は、同法の「製造業者」に該当するとし、次に述べるとおり、Xらが食中毒にり患したこととの間に因果関係を認め、Y1の製造物責任を認めた。

また、本判決は、Y1に製造物責任が成立するほか、Y1の注意義務違反を認め、不法行為責任が成立することも明らかにしている。

(3) 損害との因果関係

本件は、Y1の出店した2つの露店で販売されていた冷やしきゅうりを喫食した者たちが食中毒にり患したという集団食中毒についての損害賠償請求の事案である。医療機関の各種検査により、これら食中毒の症状は腸管出血性大腸菌O-157による集団食中毒であり、Y市及びY市保健所の調査によってこれらの食中毒は本件花火大会の会場周辺で販売されていた本件冷やしきゅうりが原因であると断定されていた。本判決は、本件花火大会において食中毒を発症した者513人のうち、大多数である510人が本件冷やしきゅうりを喫食していたことやこれら発症者が、本件冷やしきゅうり以外に共通して飲食したものはないことなどから、本件食中毒事故はこれらの発症者が本件冷やしきゅうりを喫食するなどしたことが原因であると推認し、本件冷やしきゅうりを喫食するなどしたXらの発症との因果関係を認めた。なお、Y1は本件花火大会と同様に同じ業者から仕入れたきゅうりを、他の祭りにおいて加工・販売したが特に健康上の被害は報告されておらず、本件冷やしきゅうりにO-157が付着した事実は立証されていないと主張したが、このことはかえってY1が供給を受けた原材料にはO-157は付着していなかったことを示すものとして否定されている。

ところで、原因行為と損害との因果関係を証明する方法として、講学上、疫学的証明ということがいわれることがある。疫学的証明とは、「集団的疾患について、原因物質と損害発生と



の間の個々の被害者について証明することが困難である場合にも、ある集団に対してある発病因子が作用しうる条件が満たされ、その因子による発病が通常人が納得しうる程度に合理的に説明しうるものであれば、証明がなされたものと考えられる」とするものである。本判決では、疫学的証明という用語は使われていないが、同証明が行われた場合ということができる。本件では、保健所の調査等により、本件集団食中毒の原因が本件冷やしきゅうりだと断定されており、Xらはいずれも本件冷やしきゅうりを喫食などした者であることから、冷やしきゅうりの欠陥と損害との因果関係が推認されたものである。集団食中毒ではなく、個別の食品による食中毒事故などでは、因果関係の立証は困難が伴うものと思われる。

2. Y1以外の責任の整理

Y1以外の被告に対する請求が、いずれも棄却された理由をみておく。

(1) Y2の責任

①本件全記録に照らしても、Y2がXらに対し安全配慮義務を負うための基礎となるべき法律関係を見出すことはできない。Y2は、Xらに対して安全配慮義務又は条理上の保護義務を負わない。
②Y2の定款に照らしても、Y2が組合員に対して指揮監督権限を有することを窺^{うかが}わせる規定はなく、また、組合員を通じて営利活動を行っているとは認められないから、実質的にも組合員を指揮監督する立場になかった。Y2は使用者責任を負わない。

よって、①、②より、Y2についてXに対する損害賠償義務は認められない。

(2) Y3の責任

Y3とXらとの間には、Y3がXらに対する安全配慮義務又は条理上の保護義務の基礎となるべき法律関係を見出すことはできない。

(3) Y市の責任

①国家賠償法1条1項にいう「違法」な行為とは、当該公務員が個別の国民に対して負担する職務

上の法的義務に違反することをいう(参考判例①、②)ので、公務員の不作為が国家賠償法上違法となるのは、公務員が職務上の法的義務と評価できる作為義務に違反した場合である。

Y市には、本件花火大会以前も、同大会当日も、Y1に対し、行政指導をする義務があったとは認められないから、その余の点を判断するまでもなく、Y市には規制権限の不行使が違法となるとはいえず、国家賠償法1条1項の責任を負うものとはいえない。

②本件花火大会の主催者はY3であり、また、Y市が本件花火大会の実質的主催者であるとも評価できない。Y市が実質的主催者として、Xらに対しての安全配慮義務に違反したとはいえない。

3. Xの損害認容額

Xらの損害認容額等については、2万余円から143万余円までの範囲の金額を認容し(総額約1167万円)、一部の請求はいずれも棄却している。

参考判例

- ①最高裁判所昭和60年11月21日判決(『民集』39巻7号1512ページ)
- ②最高裁判所平成17年9月14日判決(『民集』59巻7号2087ページ)
なお、食品で製造物責任が問題となった判例を以下に掲げる。
- ③福岡地方裁判所令和3年2月19日判決(判例秘書[寿司、アニサキスアレルギー、認容])
- ④東京高等裁判所令和2年1月15日判決(『判例時報』2511号67ページ〈ベーコンピッツの骨片、請求棄却〉)
ウェブ版「国民生活」2022年10月号
https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202210_14.pdf
- ⑤東京地方裁判所平成29年9月5日判決(判例秘書[給食施設、長ネギ、毒素原性大腸菌O-148、請求棄却])
- ⑥東京地方裁判所平成25年12月5日判決(『判例時報』2215号103ページ[マッシュルーム、認容])
- ⑦東京地方裁判所平成24年11月30日判決(『判例タイムズ』1393号335ページ[サイコロステーキ、腸管出血性大腸菌O-157、請求棄却])